平成２９年（フ）第４６８号
千葉県市川市新井１丁目19番30号（サンシティ新井103号）
債務者　藤澤　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７４号
東京都葛飾区四つ木３丁目15番１号　アビタシオンアライ101、申立時の住所千葉県八千代市大和田新田99番地５
債務者　松村　　茜（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７５号
千葉県市川市市川４丁目７番６―202号（ピュアハイツ）
債務者　阿部　史和（旧姓徐・陳）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５０４号
千葉県習志野市津田沼３丁目23番32―306号
債務者　平野　文彬
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２５号
千葉県市川市八幡１丁目９番10号　（ウェルストン司203号）
債務者　伊勢　正徳
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２６号
千葉県船橋市高根台３丁目６番３号　ハイツニエ101号
債務者　横田　紅雪
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２６号
新潟市西区上新栄町６丁目２番20号１
債務者　池田　元嘉
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９５号
新潟市江南区砂岡２丁目10番６号
債務者　本間　浩明
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４４号
新潟市中央区紫竹山７丁目５番１号　プレジール内山101号
債務者　田邊利花子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６８号
新潟市南区茨曽根6291番地、前住所新潟市西蒲区針ヶ曽根129番地32
債務者　岡村　和俊
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６９号
新潟市西区寺尾台３丁目12番15号　コーポ田中Ａ106、前住所新潟市西区五十嵐２の町9065番地２
債務者　近藤　謙太
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７０号
新潟市東区中山７丁目14番14号
債務者　長沼　武夫
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７１号
新潟市東区中山７丁目14番14号
債務者　長沼香代子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０号
長野市青木島町大塚1562番地419
債務者　岡林　　純
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
長野県安曇野市穂高5955番地１
債務者　鳴澤　和枝
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１８９４号
名古屋市南区三吉町４丁目65番地　高商ビル603号
債務者　半澤　義徳
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２７号
愛知県日進市浅田町美濃輪１番地12　西濃運輸社宅605
債務者　菅野　広重
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部